

2023年2月7日

損害保険ジャパン株式会社
船舶営業部 第一課

ロシア産原油・石油製品に関するプライス・キャップ制度を踏まえた船舶保険の取扱い
(Guidance on Marine Hull Insurance Regarding Transportation of Seaborne Russian Oil
and Oil Products)

拝啓 貴社益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。当社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜り有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、G7 各国はロシア産原油の価格高騰を抑えてエネルギー資源からのロシアの収入の減少を図るとともに、エネルギー資源の供給と価格の安定を実現することを目的に、ロシア産原油と石油製品の取引に係るプライス・キャップ制度を導入することで合意しました。

ロシア産原油と石油製品の取引を検討されているお客さまに、船舶保険に関連してご注意いただきたい事項につきご案内いたします。

敬具

記

1. プライス・キャップ制度とは

プライス・キャップ制度とは、一定の価格を超えるロシア産原油（HSコード2709 00）と石油製品（HSコード2710）（以下、「ロシア産原油等」）の海上輸送に関するサービスの提供（※）を禁止し、一定の価格以下のロシア産原油等の海上輸送に関するサービスの提供は禁止の対象外とする措置です。世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油等を一定程度輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的としています。本年2月6日現在、本措置にはG7（EU含む）及びオーストラリアが参加しています。

ロシア産原油については2022年12月5日から、石油製品については2023年2月6日から本措置が適用され、適用開始後は、プライス・キャップ制度を遵守していないロシア産原油や石油製品の輸送にかかわる船舶保険やP&I保険の提供が禁止されます。

（※）海運サービス、通関サービス、金融サービス、保険サービス

2. お客さまにご注意いただきたい事項

船舶保険契約に付帯されている「制裁等に関する特別条項」（英文約款の場合は Sanction Limitation and Exclusion Clause）ならびに「船舶保険普通保険約款」（英文約款の場合は Marine Insurance Act）に基づき、保険会社はプライス・キャップ制度を遵守します。ロシア産原油や石油製品を輸送する際は十分にご留意ください。

（約款本文については添付別紙をご参照ください）

3. お客さまにお願いしたい事項

G7 各国の合意事項に基づき、保険会社はお客さま（保険契約者）からプライス・キャップ制度を遵守している旨の宣誓書を取付ける取決めとなっております。ついては、ロシア産原油や石油製品を輸送される場合は、輸送の都度、添付「Attestation」に必要事項をご記入のうえ、保険会社宛ご提出をお願い申し上げます。

なお、「Attestation」のご提出有無にかかわらず、プライス・キャップ制度が遵守されていない場合、「2」に記載の約款に基づき保険会社は保険サービスの提供等を行いません。

以上



和文保険契約に適用される約款等

『制裁等に関する特別条項』：

当社は、この保険証券のもとで保険の引受け、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことにより、当社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本国、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関する制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるときは、いかなる場合も、その範囲における保険の引受け、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行いません。

『船舶保険普通保険約款』（第14条 第1項 第4号）：

当社は、次に掲げる事実が発生した場合は、その時以後に生じた保険事故による損害をてん補する責任を負いません。ただし、その事実が消滅した後において当社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害については、このかぎりでありません。

<中略>

(4) 被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用されたこと。

英文保険契約に適用される約款等

『Sanction Limitation and Exclusion Clause』：

No insurer shall be deemed to provide cover and no insurer shall be liable to pay any claim or provide any benefit hereunder to the extent that the provision of such cover, payment of such claim or provision of such benefit would expose that insurer to any sanction, prohibition or restriction under United Nations resolutions or the trade or economic sanctions, laws or regulations of the European Union, Japan, United Kingdom or United States of America.

『Marine Insurance Act』（Section 41. Warranty of legality.）:

There is an implied warranty that the adventure insured is a lawful one, and that, so far as the assured can control the matter, the adventure shall be carried out in a lawful manner.

以上

To Sompo Japan Insurance Inc.

Attestation

We confirm that for the service being provided, we are in compliance with the Russian price cap framework and any other restrictions on oil of Russian Federation origin applicable to ourselves.

We attest that:

- We have received and retained price information demonstrating that the oil of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or
- Where not practicable to request and receive such information, we have obtained an attestation that the oil of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or
- We have received an attestation that the purchase of oil is/was done pursuant to a license or a derogation.

Signature

Name and Title of the Signer

Company Name

Date